

平成31年2月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、電気ストーブ（カーボンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち屋外式（RF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動リール用）1件、
電気ストーブ（カーボンヒーター）1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち除雪機（歩行型）1件、ウォーターサーバー1件、
電気こたつ1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A201800718）

① 事象について

使用者（80歳代）が除雪機（歩行型）を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認されました。当該事故の原因は、当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに25件の死亡事故及び11件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

② 再発防止に向けて

（1）服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・安全な服装や装備をする。
- ・障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

（2）除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

（3）除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

（4）作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子どもが被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③ 再発防止への取組

消費者庁は、2017年（平成29年）12月20日に除雪機の事故についての注意喚起を行っております。また、2018年（平成30年）11月26日、消費者安全調査委員会は、除雪機による事故事例、使用者へのアンケート結果、消費者が注意すべき事項等を公表しており、消費者庁では、同公表を基に同年12月5日にも注意喚起を行っております。

経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っております。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、それぞれ注意喚起を行っております。

また、一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が
出ています！」（2017年12月20日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/
pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf)

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化
による事故が発生！」（2018年12月5日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/
caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf)

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査について（経過報告）」
（2018年11月26日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015
/pdf/report_015_181126_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_181126_0001.pdf)

○政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016年1月19日
公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

○独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015年1月26日公表）

ウェブサイト：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013年1月24日
公表）

ウェブサイト：[https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.h
tml](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.html)

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) ユアサプライム株式会社が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）について
(管理番号：A201800720)

①事象について

事務所で、ユアサプライム株式会社（法人番号：6010001059673）が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）3月19日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行うとともに、同日以降、販売店等への協力要請を行い、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

③対象製品：製品名、型番、販売期間、対象台数

製品名	型番※	販売期間	対象台数
電気ストーブ (カーボンヒーター)	YA-C945SR (WH)	2015年9月29日 ～ 2016年2月20日	18,940
	KYA-C915R (WH)		
	YA-C900S (WH)		

※YA-C945SR (WH) 及びKYA-C915R (WH) はリモコンタイプ
YA-C900S (WH) はメカタイプ

2016年（平成28年）3月19日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：30.4%（2019年2月15日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800720）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール事象かどうか不明なもの、並びにリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	6	火災	2013年度	—	—
2017年度	8	火災	2012年度	—	—
2016年度	6	火災	2011年度	—	—
2015年度	1	火災	2010年度	—	—
2014年度	—	—			

＜対象製品の外観及び確認方法＞

本体正面に表示されている型番を御確認ください。

リモコンタイプ



型番
YA-C945SR (WH)
KYA-C915R (WH)

いずれかの型番が記載

型番
YA-C900S (WH)

メカタイプ



強弱切替え用
のつまみあり

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ユアサプライムス株式会社 修理回収窓口

電話番号：0120-801-798

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.yuasa-p.co.jp/wp/wp-content/uploads/2016/03/20170321.pdf>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800721	平成31年2月7日	平成31年2月15日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	GT-2450SAWX	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800719	平成31年2月8日	平成31年2月14日	バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)	SL11000WP	グローブライド株式会社(輸入事業者)	火災	作業場で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201800720	平成31年1月27日	平成31年2月14日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	KYA-C915R(WH)	ユアサプライムス株式会社(輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。	三重県	平成31年2月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成28年3月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 30.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800718	平成31年2月2日	平成31年2月14日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A201800722	平成30年10月18日	平成31年2月15日	ウォーターサーバー	重傷1名	幼児(1歳)が当該製品の温水レバーに触れたところ、お湯が出て火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月8日
A201800723	平成31年1月18日	平成31年2月15日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	平成31年1月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月8日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）（管理番号:A201800719）

